

東京の都市建設における「美観」と風景の問題について —明治末期から大正初期にかけて—

A Study on the Issue of the Urban Aesthetics and Landscape in Tokyo around 1910

馬木 知子**

Tomoko UMAKI

本稿は、明治末期から大正初期の、都市建設における風景の問題の論点とその特徴を明らかにしようとするものである。資料には美術新報に連載された、施政者・専門家らによる『都市の美観』を用い、建築物や都市施設の「美観」の論点を整理するとともに、この「美観」への対案としての「風土」、開発への批判としての「風致」という観点があったことを明らかにした。「風土」や「風致」の観点が、山水の美や景色など風景に関心を示していることは興味深い。一方で、これらの観点を、近代東京の風景の基盤ともいうべき地景という側面から捉え直すと、その重要性が指摘されつつも、都市建設という局面においては、地景の重要性に気づかなかつた、あるいは、地景の問題を都市建設の方法の中に位置づけることをしなかつたのではないかと考えられる。

1. はじめに

1.1 背景および目的

明治・大正期の東京の一大事業である市区改正は、帝都の体裁を整えるため、あるいは経済的発展のために、都市施設を計画的に配置することを目的のひとつとしていたが、実態においては下水道と鉄道・道路事業に終わったといわれる¹⁾。明治 30・40 年代は、とりわけ道路改正が盛んに行われた。明治末期、既存道路の拡幅に伴って建て直された個人所有の家々は、百鬼夜行ともいうべき乱雑な街並みをつくり、その姿は非難的となった²⁾。鉄道の敷設や道路の改築にともなう外濠の埋立てには、お濠端の風景を失うことへの批判が寄せられた³⁾。

明治維新以降の都市建設は、欧化を目指すものでもあった。銀座煉瓦街や官庁集中計画をはじめとする都市構想にも見られるように、新しくつくられる街は、欧米都市のような壮麗な外観を実現することを目標としていた。そうして生まれた都市の風景は、「美観」や「偉観」と表現された⁴⁾。「美観」は、都市建設によって「つくるべきもの」であった。

「つくるべきもの」としての「美観」に対し、明治末期の、風景を批判し、あるいは風景を保護すべきものと捉える論調は、一線を画するものである。下水道と鉄道・道路事業に専念した市区改正の、かつての銀座煉瓦街計画との決定的な違いは、良くも悪くも、実現すべき都市の理想像を描かなかつたことだろう。その結果として出

現した都市の姿に、都市建設に携わる施政者や専門家たちは、風景の問題を発見した。

加えて、日露戦争を終え東洋一の文明国を自称する国の首都には、文明国らしい都市の姿が求められた。当時、西欧諸国を視察した人々は、各国の都市の美しさ、とりわけ風土や歴史の趣に文明国の姿を見た⁵⁾。東京が文明国の首都であるためにも、市区改正によって出現した街の姿の醜さは、解決しなければならない問題だった。求められたのは、壮麗な建築物による「美観」ばかりではなく、西欧諸国と同じように、この国の風土特有の美を、都市の風景として発揮することだったと考えられる。

かような状況下にあった明治末期から大正初期という時代は、近世から近代への転換期にあつて、わが国の近代都市建設が、風景の問題に直面したはじめての時期といつてもいいだろう。

本研究では、この時期に注目し、美術新報⁶⁾に掲載された連載『都市の美観』における施政者や専門家ら7名の談話から、都市建設における風景の問題の論点を明らかにすることを目的とする。加えて、『都市の美観』で談話者らが指摘する「風土」や「風致」といった観点が、近代東京の風景をどのように捉えていたのかを考察する。

これまで、東京市建築条例や、市街地建築物法の美観地区制度の制定過程に着目して、この時期の「美観」の内容や意味が議論されてきた^{7,8)}。しかし、いずれも「美観」の対象を建築という特定の領域に設定している、すなわちその研究方法が自ら「美観」の対象を限定するため、都市建設において風景の問題をどのように考えていたのか、という総体的な議論を難しくしている⁹⁾。これに対し本研究は、専門誌外の雑誌記事における施政者や

*keyword : 近代都市, 美観, 地景

**工修 東京工業大学大学院社会理工学研究科博士課程
(〒152-8552 東京都目黒区大岡山 2-12-1)

専門家の言説を扱うことで、都市建設一般における風景の問題を議論しようとするものである。

1.2 資料の概要および構成

(1) 資料の概要

『都市の美観』は、明治43年5月から明治44年5月まで、7回にわたって美術新報に連載された。企画担当は、美術新報主幹である坂井犀水¹⁰⁾、談話者は施政者、学者、洋画家など7名である(表.1)。この企画の内容をもって当時の「美観」思潮である、とはいいきれないが、少なくとも、「美観」の対象に縛られることのない当代名流たちの考え方を知ることができる、おおよそ雰囲気把握するには充分かつ有効な資料だろう¹¹⁾。

表.1 『都市の美観』の談話者

名前	生没	職	掲載号	※
尾崎行雄	1858-1954	東京市長	第9巻第7号(M43.5.1)	(A)
金子堅太郎	1853-1942	枢密顧問官	第9巻第10号(M43.8.1)	(B)
辰野金吾	1855-1919	帝大教授(建築)	第9巻第11号(M43.9.1)	(C)
本多静六	1866-1952	帝大教授(林学)	第9巻第12号(M43.10.1)	(D)
角田真平	1857-1919	前市区改正局長	第10巻第3号(M44.1.1)	(E)
塚本靖	1869-1937	帝大教授(建築)	第10巻第4号(M44.2.1)	(F)
黒田清輝	1866-1924	洋画家	第10巻第7号(M44.5.1)	(G)
坂井犀水	1871-1940	美術評論家	-	-

※本文中の各談話の引用・参照は、右欄アルファベットを用いて表記する。

(2) 研究の構成

まず2章で、『都市の美観』において語られた、建築物などによる「美観」、すなわち当時一定の共通認識をもって受け止められていた「美観」の論点を整理する。これに対し、「美観」の対案・代案として出てきた、「風土」や「風致」というこの時期に特有の発想を3章で説明する。4章では3章を踏まえ、「風土」や「風致」において示された方法に着目し、近代東京の風景をどのように捉えていたのかを考察する。

なお、引用文については読みやすさを考え、旧字体や旧仮名遣いを現在の字体に改めるなどした。

2. 文明国の首都としての「美観」の必要

2.1 都市の体裁と「美観」の必要

市区改正は道路を拡幅したといっても、明治末期の多くの町は「都市の道路らしい道路は一つもない、雨には泥濘甚だしく、風には砂塵空を舞うという有様¹²⁾」だった。公園らしい公園もなければ、下水道も完備されていない¹³⁾。「都市として当然具備せねばならぬ建物に欠けたものが沢山ある¹⁴⁾」という状態だった。「都市たるの体裁すら具備しておらず、郷市の美観というが如きは断じて二三十年早¹⁵⁾」い、「都市の美観」を語ることは時期尚早と受け止められた。

しかし、欧米の都市に学んだ談話者たちには、「都市の装飾美観ということについては、今や文明諸国が非常なる注意を以て施設しつつあるところで、一国の文明の程度はその都市の装飾施設の如何によってト知せるるとい得る程である¹⁶⁾」というように、文明国の首都として、

「美観」が必要である、という認識もあった。

目下、理想像を描くことのなかった市区改正によって、都市の不体裁が醜い姿となって露呈しているところである。博物館や美術館など、壮麗な建築物が「表面市の美観を添えるのは勿論である¹⁷⁾」けれども、この時期の「美観」の関心は、建築単体を壮麗につくることよりも、不体裁な都市の姿に向けられていたようだ¹⁸⁾。その一つが、道路の拡幅に伴って建て替えられた家々がつくりあげた「乱雑不整頓¹⁹⁾」な街並みであり、もう一つが、無計画に膨張していく「如何にも間に合わせで、物事がチグハグ²⁰⁾」な街の姿だった。

2.2 「美観」の論点

(1) 街並みをコントロールするという「美観」

当時、知識人の非難の的となったもののひとつが、市区改正による道路拡幅後の日本橋通りの街並みだった²¹⁾。江戸以来の目抜き通りは、土蔵と洋風建築が入り乱れる、百鬼夜行の様相を呈していた²²⁾。

西欧の文明国の街並みは「英吉利でも、独逸でも、仏蘭西でも、条例で制限されて²³⁾」いるので「よく揃って居²⁴⁾」る。一方、明治末期の東京は、未だ「建築に関する規定なし²⁵⁾」という状況だった。

市区改正を擁護しておくならば、明治22年には、内務省技師であった妻木頼黄を中心とした、家屋建築条例のための調査委員会を設置している²⁶⁾。これは、「市区改正を機として制定」されるもので、「火災防御及び衛生上において利害を究めて制定されるもの」であると同時に、「美観を装う」ことについても考究するものだった²⁷⁾。しかし結局、この条例が制定されないまま市区改正事業は進められ、明治末期に至った²⁸⁾。

明治39年、尾崎行雄東京市長は建築学会に、「美観」の形成を含む、建築条例の起草を依頼した。その起稿委員会の委員長を務める曾禰達蔵は、「美観」のモデルに、自らが携わった一丁ロンドンのような整然たる姿を想定したともいわれる²⁹⁾。同じく条例に関わっていた辰野金吾は「全体を統一する為に単調になって千編一律になるのは宜しくないという者がある。…統一があつて整然として揃って居るのを佳いという者もある³⁰⁾」という。市区改正局長を務めた角田真平は「一町内に三階位の蔵造りの家が二三軒出来ると見好い³¹⁾」という。どのような街並みがよい、という点での認識はまちまちで、議論も十分に尽くされてはいなかったようだが、いずれにせよ条例等による街並みのコントロールを強く求めているという点では、「美観」の認識は一致していた。「美観」はコントロールされることによって実現するものであり、そこには、コントロールされていること自体が「美観」である、という感覚が含まれていたと推察される。

(2) 都市全体の構図という「美観」

日本橋通りに限らず、「無闇に市中の道路の幅ばかり取り上げ³²⁾」ているだけの市区改正事業は、「チグハグで、到底美観を成すことができぬ³³⁾」ものと映った。

欧米諸国では田園都市など、美しい姿を備えた都市の

構想が盛んな頃である。また、欧米近代の新しい概念あるいは方法としての「都市計画」が、日本にも少しずつ伝播しはじめていた¹⁹⁾。

金子堅太郎は、「まず都市の発達を予想し、将来の発展に対して充分なる考えを加え新たに改造すべき都市の大地図を編成して根本的方針を確立²⁰⁾」する必要を説く。そこには、例えば、「土地の高低を相て、高きはこれを平らかにし、低きは土を盛りて地盤を高むる²¹⁾」といった、平面的な構想に重きを置くような態度が垣間見られる。あるいは黒田清輝は、公園について、「小山があるとかいうので、たちまちそれを公園にするという風なことでは駄目²²⁾」で「市の全局から打算して程よく配置せねばならぬ²³⁾」と、平面的なバランスに執着しているようだ。

これらは一見、「都市計画」という新しい方法を聞きかじっているだけのようにもとれる。「美観」との関係がわかりにくい談話かもしれないが、建築評論家として活躍した黒田鵬心もまた著作「都市美観条件と東京市」の中で、「美観」の第二の条件として「タウンプランニング」をあげている²⁴⁾。鵬心は「都市全体を美的に配置すること、それはあらゆる美術家が関係しうる「構図（コンポジション）」の問題である、という。都市の理想像を構想し、構図的に美しい都市の平面図を描く、その平面図のコントロールのもとに秩序だった新しい都市の姿がうまれる、近代都市計画という新しいコントロールそのものが、「美観」につながる理想的な方法として捉えられていたのではないかと考えられる。

3. 「風土」・「風致」という発想

3.1 「美観」への対案としての「風土」

(1) 対案としての「風土」

2章でみた「美観」は、いずれも建築物や都市施設を対象として、それを条例あるいは大方針の下にコントロールすることによって実現しようとするものだった。明治前期の煉瓦街計画にみられたような、新しいものを美しくつくりあげる「つくるべきもの」としての「美観」の、延長線上にある「美観」といっていいだろう。ただ、都市としての体裁も、経済力も儘ならない日本では、そういった欧米のような、壮麗な「美観」を実現することが困難であることは、容易に想像された。

これに対して本多静六は、今や欧米諸国では人工的建築や人工的市街に飽いて、自然を求めようになってきており、今更人工物に巨額の金銭を投じるのは愚なことである、と従来の建築物を中心とする「美観」を一蹴に付する²⁵⁾。そして、欧米諸国の「美観」を鑑みるに、「風土、即ち気候、地勢、山水その他の自然の状態に適應して、それぞれの特徴を發揮せしめる様に計画することが肝要で」あり、「日本でも日本特有の風土に適應して、よくその特徴を發揮し得るの方法を考え²⁶⁾」ることが必要であると主張した。

(2) 市街地の緑化という「風土」

風土の特長を發揮せしめるに当たって、東京は、「自然

の風光、山水の美がどうも欠けて居²⁷⁾」て「山水明媚の美は一寸認めることが出来ない²⁸⁾」と分析する。ただし、西欧と比較して、植物の種類の高さ、多雨な気候と肥沃な土地は、樹木の培養に適している。東京の市街地では、「天然の緑を以て都市を飾²⁹⁾」り、「東京を緑の都にしたら良からう³⁰⁾」と、樹木を植えることによって「市街を飾る³¹⁾」という方法を提示した。

(3) 郊外の公園林という「風土」

市内に樹木を植えると同時に、郊外に公園林をつくることの必要も指摘している。都市の膨張が進む中で、東京市の周縁部に自然の林野を確保すること、しかも今のうち、すなわちまだ林野が残っていて土地の騰貴の進まないうちに、公園林を確保することは、本多をはじめ、当時の施政者や専門家らの関心事だったようだ³²⁾。

公園林は、東京市民が自然に接して、心身を慰め、新しい元気を回復するための施設である³³⁾。公園林について本多は、「自然的林野の趣を損じない様にしてある³⁴⁾」、そしてその中を「馬車や自動車を駆って運動することも出来るし、徒歩で散策するのも自由である³⁵⁾」という。また、角田真平の考えでは「田がある方が好いと思ひます。畠もあるのが好い。藪もあるのが好い、丘陵も小流もあつて、動物も居るのが好いと思ひます。…すべて野趣を存した、風致あるものにした³⁶⁾」という。「風土」の考え方は、郊外の公園林においては、田園の風景、自然的風景を求めるものであったといえよう。

3.2 開発への批判としての「風致」

(1) 批判としての「風致」

建築条例による街並みのコントロールという方法を進めながらも³⁷⁾、そのような「美観」を進めることの困難を知る尾崎市長は、「せめては在来の美観だけでも保存したい³⁸⁾」という。「在来の美観」というのは、例えば「参謀本部の前から九段の方へ行く濠端³⁹⁾」のような「風致の佳⁴⁰⁾」、「景色の美⁴¹⁾」のことである。しかしそれすら、「実際においては、どしどし壊されてしまうという有様⁴²⁾」だった。

この時期、「名勝保存ということが、大切な事⁴³⁾」という気運が高まっていた。明治44年には史蹟名勝天然記念物保存協会が設立された。尾崎はその評議員の一人でもあった⁴⁴⁾。同協会が、「天然の名勝即ち風景⁴⁵⁾」を保存しようという背景には、「土木工事の施工にあたって豪も風致を顧慮せざる為に勝れた景趣の損傷され⁴⁶⁾」ているという現実があった⁴⁷⁾。開発への批判として、風景の保護・保全が課題となっていたのである。他方欧米諸国では、すでに風景を保護する制度が整い、市民は風光の恩恵を蒙っている⁴⁸⁾。風景のためにも、文明国であるためにも、風景の保護及びその制度の確立が必要とされていた。

(2) 市街地の景勝地の保存という「風致」

明治前期、皇居以東の平地の、しかも大火の跡地に建設された銀座煉瓦街では、「在来の美観」が問題になることはなかっただろう。お濠端に不体裁な建築が建ち⁴⁹⁾、溜池は埋め立てられ、外濠もまた埋立てが始まるなど、

皇居付近、すなわち坂や水がある一帯の、近世から名所と呼ばれたような景勝地が次々と失われていくのを目の当たりにした明治末期になってようやく、それらの開発への批判として、市街地の「風致」にも関心が向けられるようになったと考えられる。

尾崎は、東京の市街地の「風致」に対しても、名勝地と同じように、「風致の佳いところが区の中にあれば、大に之を保存し様と努めなければならない⁽⁴⁾」という保存論を展開し、欧米のような都市美観保存委員のようなものを設けることを提案した⁽⁴⁾。また、塚本靖は、「風致上又歴史上外観を保存⁽⁵⁾」することが必要であると説き、その方法として、例えばお濠であれば、「(不衛生な)水を干して水面の高さくらいに埋めて⁽⁶⁾」公園化するのによい、といった。塚本の示した方法については、お濠の水を失うことにもなり、当時も異論があっただろう⁽⁷⁾。ただ、ここでは両者の共通点として、市街地に「風致」として風景の美を認め、これを保護すべきものと考えたことを確認しておきたい。

4. 「風土」, 「風致」にみる都市風景のとらえかた

4.1 近代東京の風景における地景の重要性

2章で確認した「美観」は、条例や計画というコントロールのもとに、新しいものを美しくつくっていく、ということに関心をもつものだった。「美観」という、都市の眺めを総体的にとらえているかに思われる表現を用いつつも、そこには、近世から近代に脈々と続いている江戸・東京の風景をとらえようという視点はない。

その一方で、3章で確認した、「美観」の対案や開発への批判として発想された「風土」や「風致」という概念は、土地特有の山水の美や、在来の景色の保存に関心をもつものであり、近世から続くものとしての近代東京の風景に、価値を見出していたのではないかと考えられる。

近世から近代にかけての東京の風景について、名所をみると、永続する名所の多くは地形の縁に立地しているという⁽⁸⁾。また、近世・近代を通して「風景がよい」という表現そのものも、地形の縁から土地の様相を眺めるという観賞形式を含んでいたようだ⁽⁹⁾。近代東京の風景地は、少なくとも今日的な観察と分析によれば、その立地は地形に依存しており、地景が風景の基盤をなしていたといつてよいだろう。

そこで本章では、「風土」や「風致」といった概念を、地景という観点から改めて考察することで、当時、都市建設において、近世から続く東京の風景というものをどのようにとらえていたのかを議論する。

4.2 坂井犀水らによる地景の重要性の指摘

『都市の美観』では、しばしばお濠端の風景が話題となっている。皇居周辺をめぐる「美観」の問題は、江戸への懐古趣味、あるいはのちの皇国主義との関連を指摘されることが多いが、それ以前に、そこには確かに、「朝暮自然の詩的美景」⁽¹⁰⁾があったことは認められていだろう。近世から続く名所も多い。

坂井は、外濠の風景を「水と森との佳き調和を得たる風致」という。また、外濠に架かる橋についても、その橋梁が単体で美しいことよりも、「周囲の緑樹の丘や青草の塘や濠の水やによって閑雅なる勝景を構成し」ているというように、地景との関係において、橋のある風景をとらえている。「詩的美景」をつくりだすものとして、水や丘といった地景が重要であることがわかる⁽¹¹⁾。

このような風景の観察的記述ではなく、「美観」への提案として、地景の重要性を明言する者もいた。先に美観の第二の条件としてタウンプランニングを示した黒田鵬心は、第一の条件として、都市そのものの位置を挙げている。それは「水辺にあるのと、山間にあるのと、平野にあるのとでその美観が違ってくる」からであり、ここにも、地景の重視を認めることができる。また、美術家の福地復一は、市区改正局長からの依頼を受けて、「美観」の条件を示しているが、彼がまず示したのは、「土地の修築については森林池沢の点映を案じて風景を美ならしむる事」だった⁽¹²⁾。

このような、東京の風景に地景が重要であるという認識は、この3人だけに独特のものとするよりは、当時、ある程度共有されていたと考えるほうが自然だろう。この時期、東京という都市に、地景の美しさを求めるような雰囲気があったのかもしれない。

4.3 都市建設における地景の萎縮

(1) 都市を装飾する「道具」への収束

本多静六は、これからの文明国に「風土」の重要であることを指摘し、山水の風光に着眼した。このことは当時の都市風景の新しい問題提起として評価されていだろう。ところが、東京市街地について考えるとき、「山水の美がどうも欠けて居る」として、近世から脈々と親しまれてきたはずの地景を、いとも簡単に斬り捨ててしまった⁽¹³⁾。自然の風光、山水の美の必要を指摘し、地方の名勝地では「風景利用策」という地景に主眼をおいた造園的手法を展開している⁽¹⁴⁾にも関わらず、東京市街地への提案においては、「風土」を「天然の緑」とのみ解釈した。本多は、地景の方法を存分に知りながらも、結局それを都市に用いるという着想にはいたらなかった。西洋建築が市街を装飾する要素であるという、明治維新後からつづく「美観」の考え方に則って、草木を装飾の「道具」あるいは「施設」として位置付けたのである。

(2) 保存すべき史蹟名勝という「施設」への収束

本多は東京市内に、利用すべき山水の美を見出さなかったが、尾崎や塚本は、「風致」という発想の中で、市街地に風景の美を認めている。

塚本は、お濠端の「風致」保存のために公園化を提案したが、その方法を改めて見ると、水を干して水面の高さくらいに埋めるのだという。それは彼が言う通り「風致上又歴史上外観を保存」するものであり、「溜池のあたりの様に埋め立ててしまえばそれまで」のものを、かつてはお濠があった、と忍ばせる程度の史蹟にはなるだろう。しかし、坂井のいうような「水と森との佳き調和を

得たる風致」、地景を基盤とした近世からの風景に敬意を払うものではなかった。

また、塚本や尾崎の指摘するような、名勝保存を踏まえての「風致」の保存に関連するものとして、戸川残花が「保存すべき都下の名勝風致」³⁵⁾という稿を美術新報に寄せている。これは都下の名勝風致について写真を用いて説明するもので、示されたものの多くは霊廟や名木といった史蹟史樹³⁶⁾だった。景勝地としては、桜田門御濠端と飛鳥山が挙げられている。興味深いのは、史蹟史樹と景勝地を、同じ「風致」という目線でとらえていることである。このことは、史蹟名勝天然記念物の保存、という枠組みの中では、風景を、霊廟などの史蹟と同じように「施設」として認識していた可能性を示しているといえよう。

5. まとめ

明治末期から大正初期にかけての、都市の風景の問題は、従来の「美観」への対案としての「風土」、開発への批判としての「風致」という観点を持ち合わせていた。これらの観点は、近世から近代へと続く、東京という地域に特有の風景に関心をもつものだった。当時の都市建設が、建築物の「美観」のみでなく、市街地に風景を見ていたことは興味深い。

一方で、近代東京の風景の基盤となっていた地景という側面から見直してみると、「風土」、「風致」という観点は、都市を装飾する「道具」、史蹟名勝という「施設」、という2つの方向へと収束しており、地景に対する方法をみることはできない。このあと、大正8年には旧法・物法において美観地区・風致地区という風景の制度が生まれたが、そこには、市街地における地景、という観点はみあたらない。

地景は、地形の上に形成される物的環境が江戸から東京へと大きく変化しようとも、近世から近代にかけての風景の基盤だった。おそらく、多くの人々は、風景の体験を通してそれを理解していただろう。しかし風景を都市建設という側からとらえるときに、地景の重要性に気づかなかつた、あるいは気づきながらも、欧米の近代都市計画という方法の移入において、地景の問題を位置づけることを積極的にすることがなかつたのではないかと考えられる。

【補注および参考文献】

- 1) 石田頼房(1987):「日本近代都市計画の百年」, pp. 51-97, 自治体研究社
- 2) 田邊淳吉(1910):「東京市区改正建築の状態と建築常識」, 建築雑誌 23号
- 3) 例えば有島生馬(1914):「東京の濠」, 時事新報 大正3年5月16日付
- 4) 拙著(2004):「名所本にみる近代東京の都市風景の変容について」, ランドスケープ研究 Vol. 67 No. 5, 日本造園学会

- 5) 例えば仲小路廉(1911):「最近の欧米観察(談話)」, 太陽 第17巻第1号, p. 105
- 6) 明治30年、大村西崖を編集人として、森鷗外、久米桂一郎、岩村透らによって刊行された。明治42年より坂井犀水が主幹を務める。明治後期から大正初期にかけて、最もアップトゥデートな、活発な美術雑誌の地位にあったとされる(以上、日本近代文学館編(1977):「日本近代文学大事典」, 講談社を参照。当該部分は匠秀夫による)。
- 7) 柴田博和(2000):「建築学会作成の東京市建築条例案における都市美観制度の成立過程に関する研究」, 都市計画 Vol. 49 No. 2, pp. 52-62, 日本都市計画学会
- 8) 澤田充生, 岸井隆幸(1996):「美観地区に関する史的的研究」, 土木史研究第16号, pp. 33-48, 土木学会
- 9) 伊東孝(1978)は「都市及び地域景観保全制度の展開過程と景観思潮に関する研究(学位論文)」において、当該時期の景観思潮を概観しており、本研究でも参考とした。ただし、主に建築・土木分野の「美観」を中心に論を展開するもので、風土・風致といったこの時期特有の考え方を網羅するものではない。
- 10) 坂井は明治4年、金沢生まれ。明治24年帝国博物館技手となり臨時全国宝物取調局に兼務の後、明治30年頃から美術評論家として、美術画報、美術新報、光風(白馬会機関誌)、国民美術等、主たる美術雑誌の主幹・編集に当たるなど、当時を代表する優れた美術ジャーナリストとして活躍した(以上、松本竜之助(1926):「明治大正文学美術人名辞書」, p. 364, 立川文明堂および前掲6)を参照)。明治30年頃から、名勝保護や都市の美観など風景の問題に関する記事を残している。
- 11) 当時、市区改正は土木家のみで進められており、そのために都市の美観の問題を解決できない、「美観」のためには、建築家や美術専門家の意見を聞くべきという意見があった(例えば坂井犀水(1914):「府県市町官公吏の趣味的覚醒を促すべし」, 美術新報 第13巻第9号, p. 317 および本稿本文 表. 1 資料(F))。両者における美観の議論について、建築雑誌(造家学会のち建築学会)においては、街並みあるいは建築条例についての記事がいくつかあるが、都市建設における風景の問題を総体的に議論するものではない。美術系雑誌においては、本研究で用いた『都市の美観』と、坂井による数件以外には見当たらず、『都市の美観』は当時を知る貴重な資料である(美術系雑誌記事については、小林忠編(2000):「美術関係雑誌目次総覧 明治・大正・昭和戦前篇」, 国書刊行会を用いた)。
- 12) 企画者坂井による談話の運び方にも一因があると考えられるが、7名とも、建築を壮麗につくることこそが重要、と捉えるような雰囲気はない。ただし辰野は建築家でもあり、建築の意匠のあり方に言及する部分がある。なお、この時期の建築界に限ってみれば、様式論など建築意匠への関心が強い。
- 13) 初田亨(1994):「東京 都市の明治」, pp. 231-235, 筑摩書房

- 14) 田邊淳吉は日本橋通りについて「市区改正も宜いが出来上った家といったら不体裁極ではないか、隣に土蔵があると思うと、その隣には怪しげな西洋建築があり、高いのもあれば低いものもある、実に百鬼夜行…」と記している(前掲2)。
- 15) 前掲1), pp. 71-75。なお、調査委員は妻木頼黄・辰野金吾・加藤高明・久米金彌・三浦安・森田茂吉・森林太郎(鷗外)・角田真平ら(本稿本文表.1資料(E)参照)。
- 16) 読売新聞, 明治23年2月28日付
- 17) 角田前市区改正局長は、当時建築条例が実現しなかった理由について「民権論の盛んな時であったので、人の住家に関する自由を侵害するという様な反対論も…土蔵造の建物を破壊して道路を拡げるといのは無法である…民力休養の必要という事が盛に唱えられた時であったので、立派な家屋を作って住めというのは、休養の本旨に背く…」といった反対論があったことを述べている(本稿本文表.1資料(E))。
- 18) 前掲7)
- 19) 渡辺俊一(1993), 「『都市計画』の誕生 —国際比較からみた日本近代都市計画, pp. 61-97, ポテンティア叢書
- 20) 黒田鵬心(1911), 「都市美観条件と東京市」, 太陽第17巻第9号
- 21) 公園林の考え方は、本多が中心となり、その後、田村剛や井下清らもその必要を論じた。これがのちの「緑地」概念に結びついたといわれる(佐藤昌(1977):「日本公園緑地発達史(上)」, pp. 291-292, 都市計画研究所)。
- 22) なお、『都市の美観』の談話の中では言及していないが、尾崎は建築条例案を建築学会に起草依頼するにあたり、街並みのコントロールだけでなく、都市計画型のコントロールの導入に意欲的だったという。ただし、依頼を受けた建築学会側はこれに対して極めて消極的だった(以上、前掲19)を参照)。
- 23) 史蹟及天然物保存会(設立年不明、明治30年代後半か)と日本名勝会(明治44年3月設立)の合併により発足(浮田和民(1911), 「日本名勝会の創立」, 太陽第17巻第10号, pp. 10-12)。『都市の美観』の談話者では、尾崎、角田、本多が評議員を務めている(読売新聞 明治44年3月15日及び7月31日付)。
- 24) 会の中心メンバーである坪谷善四郎は、名勝には3つあるとして、古跡、天然記念物、そして「天然の名勝即ち風景」があるとし、鉄道などの開発によって風景が破壊されていること、また、「風景などは贅沢なものだ、まず国を富まさなければならぬ、そのためには風景などは犠牲にしなければならぬ」という風潮があることを厳しく非難している(以上、「名勝地保護問題(複数名の寄稿により構成されている)」, 中央美術 第3巻第2号 大正6年2月)。
- 25) 前掲24)、当該誌記者による(氏名不詳)。
- 26) 浮田和民(1911) 前掲23)
- 27) この塚本の案に対する直接的な批判記事は見当たらないが、建築家中條精一郎は水上公園の設置案をもつていたという(坂井犀水(1920):「名勝保護と都市計画」, 太陽第26巻第8号, pp. 148-159)。また、有島生馬は東京の濠の埋立てを非難する記事の中で、濠の水というものを特に評価しており(前掲3))、塚本の案を受け入れるとは考えにくい。
- 28) 樋口忠彦, 杉山公彦(1982), 「明治期東京の名所の変遷課程について」, 第17回日本都市計画学会学術研究発表論文集, pp. 511-516, 日本都市計画学会
- 29) 前掲4)
- 30) 坂井犀水(1915):「都市美観雑題(中)」, 美術新報 第14巻第6号, pp. 215-216
- 31) 引用部分は、坂井犀水(1920):前掲27)
- 32) 読売新聞 明治40年7月27日付
- 33) 本多の業績の多くは、郊外や景勝地に関するものである。都市内においては、日比谷公園をはじめとする公園の設計が中心であり、その関心は公園内部に向かっているようだ。著作総ての内容の確認は行っていないが、先行研究等からも、本多が江戸東京の名所のような地景を、都市建設において積極的に評価していたことを示す資料は今のところみあたらない。
- 34) 日光(大正3年)、箱根(大正3年)、有馬温泉(大正5年)、備後帝釈(大正7年)等(以上、熊谷洋一, 下村彰男, 小野良平(1995):「マルチオピニオンリーダー本多静六日比谷公園の設計から風景の解放へ」, ランドスケープ Vol. 58 No. 4, pp. 349-352, 日本造園学会を参照)。風景利用策の内容については、本多静六, 丹羽岩槌(1919):「備後帝釈風景利用策」および手島潤一, 堀繁(1994):「日光一帯の山水風景利用策」における本多静六の風景地計画に関する研究」, 1994年度日本都市計画学会学術研究論文集, pp. 343-348, 日本都市計画学会を参照)。
- 35) 戸川残花(1914):「保存すべき都下の名勝風致」, 美術新報 第13巻第8号。戸川も史蹟名勝天然記念物保存協会に関係した。
- 36) 「史蹟史樹」は、史蹟名勝天然記念物保存協会の調査活動で使われていた用語で、歴史的な遺跡を史蹟、歴史的な樹木を史樹と呼んでいたという(赤坂信(2000):「井下清による史蹟名勝天然記念物保存事業に対する批判とその論拠」, ランドスケープ研究 Vol. 63 No. 5, pp. 385-388, 日本造園学会を参照)。